

国庫補助負担金改革の状況について

三位一体改革をめぐる動き

1. これまでの経緯

- 平成16年 8月24日 地方六団体から政府に対して改革案提示
- 9月 7日 官房長官が各省庁に対して廃止額に見合う代替案提出を指示
- 10月26日 国と地方の協議の場で北側大臣から国土交通省の考え方を説明
- 10月28日 国土交通省から官房長官へ代替案を提出
- 11月26日 政府・与党が三位一体改革の全体像に合意

2. 地方六団体の改革案(平成16年8月24日)

平成17年度及び18年度に廃止して税源移譲すべき国庫補助負担金の規模は、**総額約3.2兆円**とする。

公共事業等投資的な国庫補助負担金

第1期改革(H17、H18年度)においては、**都道府県のみが事業主体となっている投資的な事業に係るものを移譲対象補助金とする。**

移譲対象補助金(下水道事業関係)

- ・下水道事業費補助(流域下水道分) 105,079百万円
- ・下水道緊急整備事業助成補助 1,268百万円
- ・流域総合下水道計画調査費補助 59百万円

三位一体改革についての国土交通省の基本的考え方

三位一体改革の前提についての認識

国庫補助負担金は、**税源移譲、地方交付税改革と一体的**に議論することが必要。
建設国債を財源とする公共事業国庫補助負担金については、**税源移譲の対象外**。
地方交付税は、財源保障機能を縮小し、総額を抑制する方針。

改革案の問題点

事業実施のために必要な財源不足に直結し、直ちに**事業の廃止・縮減につながる**おそれ。
都道府県が事業主体となるものに限定したため、**下水道などの特定の重要分野の事業に集中**。
重要な分野の事業がほとんど行われなくなるおそれ。

対応の方向性

国と地方の役割分担、補助金の廃止による**事業実施への影響**について検討。
「より使い勝手のよい」補助制度への改革も含めて、**国土交通省の補助制度全般の見直し**に取り組む。

三位一体改革の全体像(平成16年11月26日、政府・与党合意)

国庫補助負担金改革については、**平成17年度及び平成18年度予算において、3兆円程度の廃止・縮減等の改革**を行う。

公共等その他

国の関与の必要のない**小規模事業等については、廃止・縮減等**を行う。

公共投資関係の**補助金の交付金化**については、省庁の枠を越えて一本化するなど、**地方の自主性・裁量性を格段に向上させる**。地域再生の**取り組み**においても**三位一体の改革に資するもの**となるよう留意する。

平成17年度及び平成18年度に行う3兆円規模の国庫補助負担金改革の工程表

総額 **2兆8,380億円**程度

うち、国土交通省 **6,460億円程度**(税源移譲につながる改革、スリム化、交付金化)

国交省分で税源移譲となったのは、公営住宅家賃収入補助640億円程度で、**建設国債で財源が賄われている流域下水道の補助金については、税源移譲の対象外**とされたところ。

スリム化、交付金化は行うこととされているが、補助制度の廃止は行われないうこととなり、下水道行政の推進に支障が生じることはないものと考えているところ。

下水道における改革の考え方

下水道関係補助金の改革の考え方：

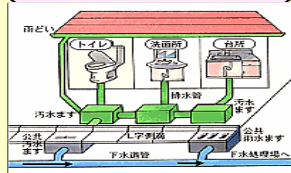
国庫補助負担金等整理合理化方針に基づき次の通り整理。

- ・ **国民の健康・安全**の確保や**広域的な水質保全**等の環境保全効果の大きい事業を支援することが**国の役割**。
- ・ **地方の自主性・裁量性を最大限に発揮できるような仕組み**を導入。

地方の自主性・裁量性を拡大すべきもの

■使い勝手の良い資金で国が支援

居住環境の改善を主目的とする事業



戦略的・広域的かつ質の高い社会資本の整備

■国が責務として国庫補助負担

重要水域等の水質保全事業

高度処理の推進

水質改善事業

合流改善事業

環境を守る

生命・財産を守る都市の浸水対策事業



耐震化等の機能高度化



命を守る

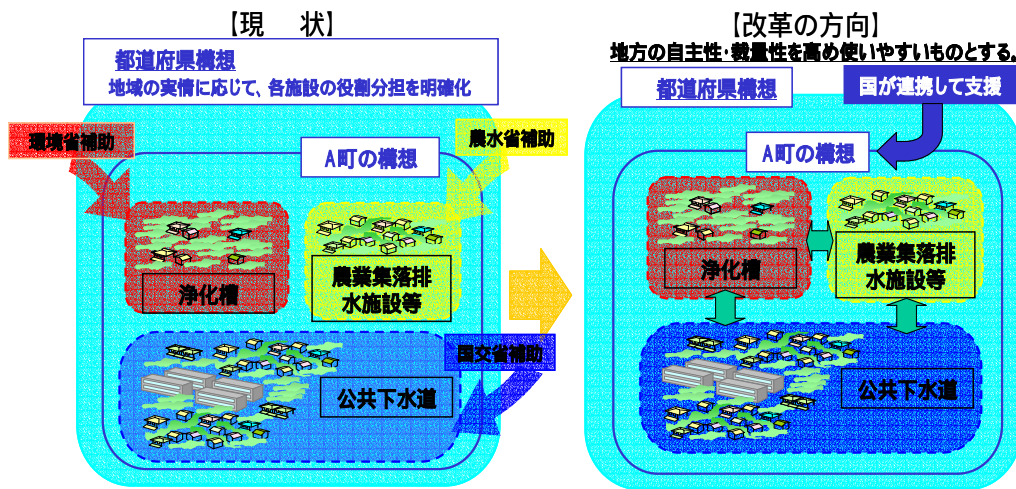
下水道の改革案

1. 流域下水道補助について、環境保全等の事業効果の大きい事業に重点化

- ・小規模な補助金である下水道緊急整備事業助成補助金、流域総合下水道計画調査費補助金を廃止

2. 「汚水処理施設普及対策助成金制度(仮称)」を創設

都道府県構想を踏まえ、市町村が策定する計画に基づき、市町村の裁量により、事業間で流用可能な仕組み



3. 下水道管理者と河川管理者等からなる協議会を設置

都市水害対策の防止を効果的に推進するため、双方の事業の進め方を調整

